

モンゴル法律最新情報 第3号 (2016年11月11日)

外務省の在外公館における日本の弁護士活用事業の一環として、モンゴル日本商工会・モンゴル日本人会のご協力で、大正法律事務所（岡英男弁護士）・De Jure Partners LLP 法律事務所（バトバヤル弁護士）による、モンゴルの最新の法律をご紹介しますメールマガジンを発刊することとなりました。

このメールマガジンでは、最近のモンゴルでの法改正などを中心に、月に1回～2回程度、モンゴルの法律情報をご紹介します。

【最近の法制定の動向】

現在、経済・ビジネス関連の新法の制定はほとんどありません。国会では予算案について議論されているようです。

【新しい法令】

● 賄賂に対する国内プログラム (2016年11月3日)

2015年11月に大統領から提出された「賄賂に対する国内プログラム」が国会で決議された。

モンゴルには、すでに「賄賂に対する法律」という法律が制定されている。しかし、「賄賂に対する法律」では、賄賂についての規制だけが定められており、賄賂に対する統一的な政策については規定されていなかった。

「賄賂に対する国内プログラム」は、賄賂を消滅させるため、国会、政府、省や国家機関に対して賄賂防止のための義務を規定し、さらに、国民に対して賄賂に関する情報提供する内容である。

【規則】

● 新不動産担保ローン規則 (2016年10月25日)

2016年10月25日、モンゴル中央銀行総裁令により、不動産担保ローン規則が改正された。

モンゴルでは、2013年に「不動産担保ローン規則」を制定し、政府・中央銀行の出資による、年利8%、20年間までの長期ローンを定めていた。

しかし、2016年6月以降、資金不足のため新たな不動産担保ローン募集は停止されていた。その結果、経済不況も影響して、新築アパート販売数が急減し、多数の建設会社が倒産に追い込まれている。今回の不動産担保ローン規則の改正により、不動産担保ローンが継続することになった。ただし、政府の財政状況も悪く、今後の資金繰りをどうするのか今だ問題は解消されているとはいえない。

【お知らせ】

● 無料法律相談のお知らせ

在モンゴル日本大使館では、日本企業支援のための無料法律相談を今月も行います。ビジネスに関連するご相談なら、契約、労務、弁護士の紹介など内容は問いませんので、お気軽にお申し込みください。

日程 11月17日(木)～18日(金)、21日(月)～23日(水)

時間：10時～16時(昼休憩13時～14時除く)

予約：日本大使館の経済・開発協力班までご連絡ください

電話：11-320777(代表)、

メールアドレス：economy.ec-section3@ul.mofa.go.jp

【著者のご紹介】

●岡 英男

資格等：弁護士(日本)、外国弁護士(モンゴル)、モンゴル国立国際仲裁センター仲裁人、神戸学院大学非常勤講師(労働法ほか)、京都大学法務博士

所属：大正法律事務所(代表弁護士) <http://www.taisho-law.com/>

住所：〒551-0001 大阪府大阪市大正区三軒家西1丁目1-1 小島ビル4階

電話：06-6586-6109

●サランゲレル・バトバヤル (Sarangerel BATBAYAR)

資格等：弁護士(モンゴル)、モンゴル国立大学専任講師(会社法ほか)、元モンゴル国立法律研究所政策研究官、モンゴル国立大学法学修士

所属：De Jure Partners LLP (デ・ジュール・パートナーズ LLP、Өмгөөллийн “Де Юре Партнерс” ХХН) (パートナー)

住所：Mongolia, Ulaanbaatar, Chingiltei district, 1st Khoroo, Raash bulag 505

電話：976-88075852

【お問い合わせ等】

●このメールマガジンに関するご意見やお問い合わせは、岡英男までお寄せください。

メールアドレス：okahideo@infoseek.jp

●このメールマガジンに記載した内容は、皆様の業務・生活のご参考にさせていただくためのものです。正確を期する必要がある場合には、お近くの弁護士・法律家に相談してください。

●モンゴル日本商工会・モンゴル日本人会、大正法律事務所(岡英男)およびDe Jure Partners LLP(バトバヤル)は、このメールマガジンの内容の信頼性・正確性・適法性等について、一切責任を負いません。ユーザーは、自己の責任において情報を利用してください。